

平成26年度予算見積調書（6月補正予算）

課室名 農業支援課
担当名 普及活動担当

内線 4047

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
A 2	経営体育成条件整備事業			一般会計	農林水産業費	農業費	農業振興費	経営体育成条件整備費			
事業期間	平成22年度～平成26年度	根拠法令	経営体育成支援事業実施要綱、強い農業づくり交付金実施要綱			戦略項目分野施策	08 埼玉農業の競争力強化 030201 収益力ある農業の確立				
1 事業の概要 平成26年2月8日、14～15日の大雪により被害を受けた農業者に対して農業施設等の撤去・復旧等を支援し、農業経営の継続を図る。 (1) 推進事業費 0千円 (2) 整備事業費 14,558,534千円 ア 一般型 0千円 イ 被災者支援型 14,552,298千円 ウ 附帯事務費 6,236千円				5 事業説明 (1) 事業内容 国の事業内容と市町村の事業規模が明らかになったことに伴う事業費の増額補正。 ・整備事業費 ア 被災者支援型 14,552,298千円 被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の撤去や復旧等を支援する。 イ 附帯事務費 6,236千円 市町村の事務経費。 (2) 事業計画 被害を受けた農産物の生産に必要な施設の撤去・復旧、被害前と同程度の施設の取得や修繕のための資材の購入等に対する支援。 ア 農業施設等の解体・撤去 734,524千円 ・国は、地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に1/2相当を補助するとともに、地方公共団体には特別交付税措置（負担分の8割）が講じられる。 ・県は、市町村が地方公共団体負担分のうち1/2相当（全体の1/4）を負担することを条件に同額を補助する。 イ 農業施設等の再建・修繕 13,817,774千円 ・国は、地方公共団体による予算の上乗せ措置又は金融機関等からの融資を受けていることを条件に、事業費の1/2を助成する。 ・地方公共団体の上乗せ措置に関し、特別交付税措置（負担分の7割）が講じられる。 ・県は全体の2/10を上限に市町村と同額を補助する。 (3) 事業効果 大雪により被害を受けた農業者に対して農業施設等の撤去・復旧等を支援し、農業経営の継続を図る。							
2 事業主体及び負担区分 (2) (国5/10・県2.5/10)市町村2.5/10・事業者0 (国5/10・県2/10)市町村2/10・事業者1/10 (国1/2・県0)市町村1/2											
3 地方財政措置の状況 特別交付税で措置される予定 (地方公共団体の負担分の7割又は8割)											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員なし											
補正要求額・審査額		国庫支出金						一般財源	補正後の予算額	当初予算額	現計予算額
決	14,558,534	10,201,390						4,357,144	23,920,071	84,162	9,361,537
要	14,558,534	10,201,390						4,357,144	23,920,071	うち一財	うち一財
現	9,361,537	6,671,806						2,689,731		2,731	2,689,731

【審査の考え方】

大雪により被害を受けた農業者に対して農業施設等の撤去・復旧等を支援する必要性を認め、要求額を措置した。